

県民健康調査「甲状腺検査【本格検査（平成30・31年度実施）】」実施計画（案）

1 目的

チェルノブイリ原発事故後に明らかになった健康被害として、放射性ヨウ素の内部被ばくによる小児の甲状腺がんが報告されており、子どもたちの健康を長期に見守るために甲状腺検査を実施する。

2 対象者

震災時福島県にお住いの概ね18歳以下であった全県民（平成4年4月2日から平成24年4月1日までに生まれた福島県民）

3 検査時期

平成30年5月1日から検査開始（予定）

4 新たな取組

(1) お知らせ発送時期の見直し等について

平成30年度に19歳以上（25歳未満）となる対象者への検査のお知らせ発送時期を市町村順から年齢（学年）別に見直す。

これにより、県外転出者を含めて検査対象者の受診時期を分かりやすくする。

また、地域による検査時期が平準化されることにより、検査実施機関の受入体制の確保を図る。

(2) 一般会場の検査実施の確保

平成30年度に19歳以上となる対象者への検査のお知らせに合わせて、市町村対象年度に関係なく県内各地域での検査機会を確保するため、検査実施機関以外に公共施設等の一般会場での検査日を確保し、受診機会の拡充を図る。

(3) こころのケア・サポートの更なる充実について

ア 二次検査実施機関との情報共有を図るとともに、検査対象者及び保護者等に対する甲状腺検査の不安等に係るサポートの強化に努める。

イ 学校検査で検査当日に暫定的な検査結果の説明を受けられない方などのために、医師から説明を受けられる時間や場所を別途設け、対象者の不安の軽減に努める。

（一部の地域から試行的に実施）

※ 一般会場で検査を受ける方に対しては平成27年7月から検査結果説明ブースを設置し医師より暫定的な説明をしている。）

5 検査体制

(1) 検査場所について

	年齢（各年度の到達年齢）	検査会場
県内	7～18歳（小・中・高等学校相当）	各学校（医大から出張して実施）
	19歳以上	県内検査実施機関（※） 公共施設等の一般会場
県外	全年齢	県外検査実施機関（※）

※ 福島県立医科大学と協定を締結した協力医療機関（平成29年9月30日現在）

一次検査実施機関	県内	66か所	県外	108か所
二次検査実施機関	県内	5か所（医大を含む）	県外	36か所

(2) 検査（お知らせ発送）スケジュールについて

検査実施年度	平成30	平成31
	年度	年度
平成 4(1992)年度 【H4.4.2～H5.4.1生】	/	
平成 5(1993)年度 【H5.4.2～H6.4.1生】	25歳	26歳
平成 6(1994)年度 【H6.4.2～H7.4.1生】	24歳	25歳
平成 7(1995)年度 【H7.4.2～H8.4.1生】	/	
平成 8(1996)年度 【H8.4.2～H9.4.1生】	22歳	23歳
平成 9(1997)年度 【H9.4.2～H10.4.1生】	21歳	22歳
平成10(1998)年度 【H10.4.2～H11.4.1生】	20歳	21歳
平成11(1999)年度 【H11.4.2～H12.4.1生】	19歳	20歳
平成12(2000)年度 【H12.4.2～H13.4.1生】	18歳	19歳
～	～	～
平成23(2011)年度 【H23.4.2～H24.4.1生】	7歳	8歳

受診者の生まれ年

ア 平成 30 年度及び 31 年度に 20 歳、22 歳及び 25 歳となる対象者

各年度で 20、22、25 歳となる方を対象に検査のお知らせを発送する。

イ 概ね 18 歳以下の対象者（小・中・高等学校相当の年代）

- ・福島県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に在籍している方は、学校の所在する下記市町村ごとにお知らせを発送します。
- ・福島県外に居住している小・中・高校世代の方は、震災当時のお住まいの市町村を基に、下記市町村ごとにお知らせを発送します。

※年齢は各年度の到達年齢。

平成 30 年度（前半年度）該当市町村
 平成 31 年度（後半年度）該当市町村

